

児童生徒に対する体罰・不適切な言動の根絶に向けて

～ “ふじのくに” の未来を担う「有徳の人」づくりのために～

令和5年4月1日に、こども家庭庁が設置されるのと同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための共通基盤として「こども基本法」が施行されました。これは、日本も批准している児童の権利について定める国際条約に基づいており、基本的な考え方として、4つの原則、すなわち、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」を守ることが求められています。

静岡県の学校では、この権利が守られ、将来に渡って幸せな人生を送り、児童生徒が未来を担う「有徳の人」となるよう、これまで、多くの教職員が、日々、熱心に教育を行ってきています。

しかし、一方で、体罰や不適切な言動に関する事案が続発しており、「県立高校元教諭による言動に関する第三者調査委員会報告書」でも、元教諭の行為は懲戒処分に付すべき非違行為に該当すると指摘されるなど、誤った指導が根絶できていない現実もあります。それを受け、静岡県では、教職員が児童生徒一人一人を大切な存在として尊重し、人権に十分配慮しながら守り育てていけるようガイドラインを定めることとしました。

第1章 体罰・不適切な言動根絶に向けて

第2章 体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン

第3章 静岡県の過去事例等

第4章 研修資料(裁判事例等)

(参考資料)

静岡県教育委員会

(令和6年3月)

巻 頭 言

静岡県教育委員会では、「有徳の人」言い換えれば「探究できる人」の育成を基本理念に掲げ、静岡県に暮らす誰もが人生の夢を実現し、幸せを実感するための基盤となる「誰一人取り残さない教育の実現」を目指しています。

そのためには、学校において、子どもたちが安心して自らの意見を自由に発言できたり、友人たちと相互に認め合いながら、積極的に話し合ったりできるよう、体罰・不適切な言動が存在しない環境を実現しなければなりません。

わたしたち、教育に携わる者は、どのような時でも「子どもはかけがえのない存在である」ことを意識し、常に自省できる倫理観をもち、子どもたちが希望を持って成長し、未来の社会を担っていけるよう伴走する社会的使命を担っています。

本ガイドラインが、教職員と子どもたちが共に、安全・安心な学校づくりを推進していくための道しるべとなるものと確信しております。

私たち一人一人が子どもたちの手本となり、学校と教育委員会が一丸となって、信頼される学校教育現場を目指していきましょう。

教育長 池上 重弘

《目次》

第1章 体罰・不適切な言動根絶に向けて	… 3
1. 子どもの権利条約との関係	… 4
2. 生徒指導提要の改訂が示すもの	… 5
3. 児童生徒一人一人の人格や個性を尊重した生徒指導	… 6
第2章 体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン	… 8
1. ねらい	… 9
2. 体罰・不適切な言動を根絶し、めざす姿	…10
3. 体罰・不適切な言動があった場合の対応	…11
4. 教職員の意識と心構え	…12
5. 教職員の体罰・不適切な言動の例	…13
第3章 静岡県の過去事例等	… 15
1. 体罰	…16
2. 不適切な言動	…18
3. 刑法と体罰や「言葉の暴力」との関係	…20
4. 体罰に当たらない指導	…21
5. 体罰・不適切な言動事例が数多く起こった部活動指導の改善	…22
第4章 研修資料(裁判事例等)	… 25
1. 体罰に関する事例検討	…26
2. 不適切な言動に関する事例検討	…29
3. 部活動に関する事例検討	…32
4. 体罰・不適切な言動についてのセルフチェックシート	…34
参考資料	… 37
1. 静岡県懲戒処分について	…38
2. 体罰・不適切な言動などがあった場合の相談先	…39

第1章

体罰・不適切な言動根絶に向けて

第1章 体罰・不適切な言動根絶に向けて

1 子どもの権利条約との関係

静岡県では、人権教育基本方針を掲げ、自他の人権を大切にできる態度や行動力の育成を目指しています。令和5年4月に施行された「こども基本法」は、子どもの権利条約を背景に、こども施策を推進していくことを目的としており、静岡県でも、子どもの権利を念頭に、数々の施策に取り組んでいます。

本冊子は、子どもの主体的な発言や行動を封じ込めてしまう体罰・不適切な言動を根絶し、「子どもの意見の尊重」ができる学校とするためのものです。教職員は、人権感覚の欠如によるたったひとつの言動が、子どもを萎縮させ、大人への信頼を失わせてしまうことを忘れてはいけません。

*静岡県の施策は、主に関係する権利に位置づけた



2 生徒指導提要の改訂が示すもの

生徒指導の在り方は、改訂された『生徒指導提要』（令和4年12月文部科学省）（以下「生徒指導提要」という。）に求めることができます。生徒指導提要では、次のとおり定義し、目的を規定しています。

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第1条）を期することにあります。生徒指導提要では、そのために、各学校で（1）自己存在感の感受、（2）共感的な人間関係の育成、（3）自己決定の場の提供、（4）安全・安心な風土など、生徒指導の際に留意すべき実践上の視点が示されています。多くの教職員は、体罰・不適切な言動をすることなく、生徒指導に取り組んでいると考えています。

静岡県で起こった不祥事案で、児童生徒は、「恐怖心。心臓がばくばくする。パワハラであった。」「大人になれたかもしれないが、つらい思いがたくさんありすぎた。」などの言葉を残しています。教職員は、児童生徒一人一人の自己指導能力を高め、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている。」という自己存在感を実感して学校生活が送れるよう、児童生徒とともに、学校の風土を作りあげなければならないと考えています。



3 児童生徒一人一人の人格や個性を尊重した生徒指導

そもそも、体罰・不適切な言動をしてしまう背景に、個々の児童生徒への理解ができていたか疑ってみる必要があります。学校において、児童生徒が、「自分も一人の人間として大切にされている。」という自己存在感を実感すること、また、「ありのままの自分を肯定的にとらえる。」という自己肯定感や、「他者のために役立った、認められた。」という自己有用感を育むことは言うまでもありません。

そのために、学校は、児童生徒が一人の人格として、教職員や仲間から尊重され、安心して自己表現できる場でなければなりません。個々の児童生徒の理解とは何なのか、今一度考えましょう。

児童生徒の理解のために

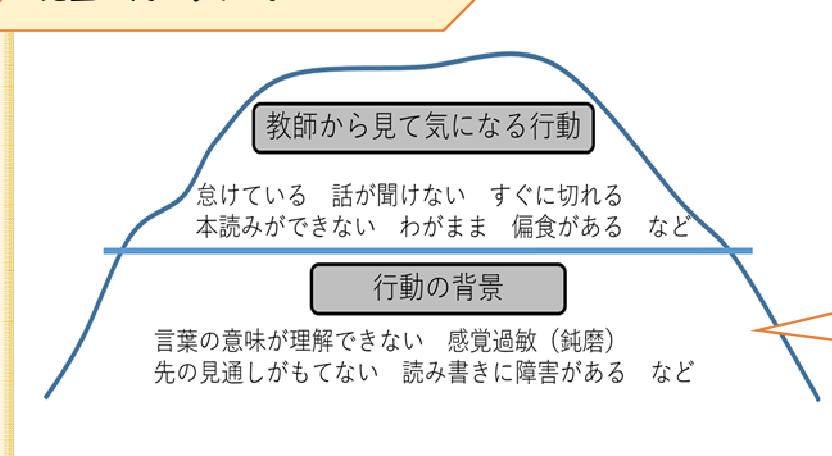
児童生徒は、感じ方や捉え方が一人一人異なります。自分とは違う感じ方や捉え方をする児童生徒がいることを認識し、常に意識しておくことが大切です。「怠けている。」「話が聞けない。」といった目に見える状況や行動のみにとらわれず、その行動には、背景があることを認識しましょう。



教師から見て気になる行動

- ・他のことに気がとられて、集中できない。思いついたら、すぐに行動・発言する。
- ・1つできないと、次に進めない。1か所うまく書けないと、プリントを破ってしまう。
- ・知っていて当たり前のこと、暗黙の了解が分からない。
- ・相手の気持ちを考えず、人の気にしていることを平気で言う。
- ・音やにおい、味、肌に触れる感覚が過敏で、とても気にする。
- ・言葉を字義どおりに捉える。冗談で言われたことに怒り出す。
- ・いつも通りのこと、予定通りのことができないと怒り出す。
- ・周りの人が言われたことも、自分に言われたように受け取る。
- ・以前の体験が忘れられず、何かのきっかけで突然思い出す。(何年も前のことが忘れられない。)
- ・興味のある教科とそうでない教科に大きな差がある。
- ・全体への一斉指導を聞きもらしたり、聞き間違えたりする。
- ・じっとしてられない。
- ・集団活用やグループ活動がうまくできない。
- ・冗談やユーモアを言葉どおりに受け止めてしまう。
- ・友達との関係の作り方が下手である。トラブルを起こしやすい。

児童生徒の表れ 冰山モデル



行動の背景を想像することが大切です。



特別な支援を要する児童生徒に関しては、個別の指導計画や、個別の教育支援計画を作成し、指導内容や指導方法の工夫を組織的、計画的に行います。個別の指導計画や個別の教育支援計画を基に保護者や教職員間、関係機関と情報共有し、児童生徒の実態を多角的に捉えるとともに、必要な支援を引き継いでいくことが大切です。

対応が難しい場合は、担任一人で抱え込まず、生徒指導主事や特別支援教育コーディネーター、学年主任、関係機関等と連携しケース会議を開くなど組織的に対応をしていくことが重要です。

発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接、学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあります。加えて、いじめ、暴力行為、少年非行、児童虐待、自殺、中途退学、不登校、インターネット等に関わる問題、性に関する問題などの背景にも、その課題が存在するという場合も少なくありません。

教職員は、生徒指導を進める前提として、児童生徒の背景に配慮し、アセスメントを通じて、指導を変えていけるよう指導方法の改善に努めましょう。



児童生徒一人一人の支援には、次の配慮が必要です！

- 「自尊感情を傷つけない」
 - ・強みを生かす。(好きなことを取り入れることで意欲、集中力を向上させる。など)
 - ・弱みをカバーする。(苦手なことを自分でカバーする方法を本人と一緒に考える。など)
- 「本人に合った指導や支援の方法を考える」
 - ・本人に分かりやすい(入りやすい)伝え方を見つける。
 - ・苦手なことを無理強いしない支援の方法を考える。(できないことの裏返しを目標にしない。など)

第2章

体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン

第2章 体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン

1 ねらい

静岡県は、体罰・不適切な言動のない安全安心な学校づくりを目指しています。しかし、いまだに教職員による体罰・不適切な言動の根絶には至っておらず、増加傾向が見られます。この背景には、教職員に、「子どもは教職員の指示に無自覚に従うことを是とする意識」が根底にあつたり、「子どもは教えないとできない存在である。」や「児童生徒は、自由に意見を述べるには、足りない存在である。」という子ども観（児童生徒観）があると考えざるを得ません。そこで、静岡県では、児童生徒を主体的・自発的に成長、発達させることを第一に、一人一人の教職員が、常に意識し、体罰・不適切な言動のない健全な学校教育の環境を作るために必要なことを示します。

ガイドラインの適用対象者

静岡県の教職員、学校教育活動に携わるあらゆる立場の者及び、関係業者等の学校と職務上の関係を有する者の全てを対象とします。

ガイドラインの被対象者

ガイドラインの適用対象者が、学校教育に関係するあらゆる場面に関わる児童生徒全てを対象とします。

ガイドラインの適用範囲（時間、場所等）

勤務時間中又は教育課程内における行為にとどまるものではなく、勤務時間外における校内外での課外活動等を含む、学校教育に関係するあらゆる場面に適用されます。

ガイドラインとは何か



ガイドラインは、行動や活動を行う際の基準や手引きを示す指針です。そのため、教職員にとって、教育の目標を達成するために設ける行動規範、よりよい教育を行うための指針となるものと言えます。法律や規則とは異なり、強制力はありませんが、静岡県としての指針であることから、ここに示す禁止行為は、教職員は遵守し、静岡県は責任をもって管理監督するべきものとなります。

2 体罰・不適切な言動を根絶し、めざす姿

静岡県教職員には、学校教育において、次のような姿が求められます。各学校において、明確な姿をイメージし、体罰・不適切な言動の根絶を目指すとともに、指導観を個人だけでなく集団で定期的に見直す体制をつくりましょう。

安全安心な学校づくりのために(例)

1. 令和版の新しい指導観を身につける。
2. 児童生徒一人一人の「強み」を伸ばす指導や声掛けを行う。
3. 児童生徒一人一人の「苦手な面」や「人と比べて劣る点」を繰り返し指摘したり、他人の前で話をしたりしない。
4. 小さな目標でも達成した場合は、頑張りを認めて大いに結果を褒める。
5. 指導を行う時は、計画や目的を的確に伝える。
6. 罵声や怒鳴ることで、児童生徒が成長するという勘違いした考えを持たない。
7. 保護者との連携、情報共有を積極的に行い、協力して学校教育を作っていく体制を作る。

3 体罰・不適切な言動があった場合の対応

体罰・不適切な言動は、学校教育法、文科省通知では次のように示されています。

学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

文科省通知（H29/10/20）

〔池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について〕
児童生徒の特性や発達段階を十分に考慮することなく、いたずらに注意や叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価、自尊感情の低下を招き、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねないことに留意すること。

体罰・不適切な言動は、個人の人権を侵害する行為であり、児童生徒の学習環境を損なう行為として、決して容認できないものです。体罰・不適切な言動に対しては、教職員一人一人が責任をもって厳しい姿勢で臨む必要があり、発見された場合は、学校は、次の対応が必要です。

発見された場合の対応

- 学校は、迅速かつ適正な手続により対応するとともに、児童生徒にとって安全で良好な教育環境を整備し、被害の回復に努めること。
- 学校は、体罰・不適切な言動の事例等があったと主張した児童生徒が二次被害を受けることのないよう、未然防止に責任をもって努めること。

ガイドラインと懲戒処分

>>>ガイドラインの違反は、懲戒処分の対象となり得ることを忘れないでください。

		処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	備 考
処 分 の 標 準	体罰	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残るなどの傷害を負わせた場合	○	○			負傷の程度に加え、体罰の態様等も考慮の上判断する。
		上記以外の体罰		○	○	○	—
準 例 よ り	暴行、暴言、威嚇、その他不適切な言動（体罰を除く）	暴行、暴言、威嚇、その他不適切な言動を行ったことにより、児童生徒に精神的・身体的苦痛を与え、学習環境等を悪化させた場合	○	○	○	○	—

4 教職員の意識と心構え

体罰・不適切な言動が禁止されていることは、多くの教職員が理解しています。体罰については、身体に対する侵害を内容とするもの、肉体的苦痛を与えるものとな行為が明確ですが、不適切な言動は、教育を取り巻く環境や社会の変化の中で、教職員の行為の判断は不変ではありません。

不適切な言動は、学校教育において、教職員と子どもの関係性（優位な関係）を背景とし、教育上必要かつ相当な範囲を超え、児童生徒の学習環境を悪化させるものであり、これら要素を全て満たしているものと言えるでしょう。

静岡県の不祥事では、指導を「良かれと思って」行っている場合が多くあります。しかし、その指導が本当に合っているのか、常に指導を見直す姿勢が求められています。

体罰・不適切な言動を決して行わないためには、次の意識と心構えが重要です。

	求められるもの	主な場面
意識	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の人格を尊重すること。 ・学校教育の現場において、人権の価値やその重要性を感知して実現すること。 ・児童生徒の安全安心の重要性を認識すること。 	学校生活全般 (教育公務員としての意識)
心構え	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の言動を児童生徒がどう受け止めるかは、児童生徒それぞれによって異なることを知っておくこと。 ・児童生徒が拒否したり、嫌がったりしたときは、まずはその言動をやめ、同じ言動を繰り返さないこと。 ・不適切な言動を受けた児童生徒が、明確に意思表示を行うことができないことがあることを知る 	教育課程内、教員が生徒指導する際の教育観

5 教職員の体罰・不適切な言動の例

学校生活で行われた体罰・不適切な言動事例を基に、不適切である行為等を学校生活の場面にあてはめて例示しました。これらは、教職員が、学校教育の場で、理由なく行うことは許されません。なお、ここにあげた行為等が体罰・不適切な言動の全てではありません。

静岡県で起こった事例を第2部に記載していますので確認して下さい。

学校生活の 主な場面	体罰・不適切な言動の例
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の能力や人格を否定するような発言をする。 ・ 児童生徒の個人的な生活やプライバシーに過度に介入して、そのことを殊更に強調して指導する。 ・ 合理的な理由なく一部の児童生徒を不利に扱ったり、逆に有利に扱う。 ・ 指導を求められても、正当な理由なく指導をしない。 ・ 私的な用事の処理を児童生徒に無理強いする。 ・ 教育上必要な指導と称して、客観的にみて必要以上に厳しい叱責を長時間にわたり、又は、繰り返し行う。 ・ 他人の面前において、大声での威圧的な叱責を繰り返し行う。 ・ 一人の児童生徒に対して集団で無視をすることを先導したり、教室内で孤立させることを助長したりする。 ・ 清掃などの学校内の雑用を、理由なくある特定の個人に集中してやらせる。
授業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活時間や児童生徒の適性から、常識的に考えて、その児童生徒には不可能な課題の達成を強要する。 ・ 児童生徒がトイレに行きたい旨を申し出たが、授業中などを理由にトイレに行かせない。 ・ 必要のない場面で、児童生徒に物を投げつける。 ・ 特定の児童生徒の能力を否定し、無用な比較をしたり、罵倒したりするような内容を、黒板に書いたりメール等を使ったりして、複数の児童生徒に共有させる。
進路等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的な理由なく本人の自由な意思決定を強制的な言動で妨害する。 ・ 個人的な感情から進路に関する必要な推薦書等を書かない。 ・ 児童生徒の希望を全く無視したり、受験をさせないように圧力を掛けたりする。 ・ 進路変更や将来に対する希望について、本人の望まない内容を執拗に強要する。

部活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・機器等を理由なく使用させない。 ・児童生徒の健康に配慮せずに部活動等を行い、休日、休憩を一切とらせない。 ・清掃などの学校内の雑用を、理由無くある特定の個人に集中してやらせる。(再掲) ・教育上必要な指導と称して、客観的にみて必要以上に厳しい叱責を長時間にわたり、又は、繰り返し行う。(再掲) ・他人の面前において、大声での威圧的な叱責を繰り返し行う。(再掲)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の機微な個人情報について、当該児童生徒の了解を得ずに他の児童生徒等に暴露する。(第三者に漏らす。) ・性自認、性的指向による差別、嫌がらせを行う。 ・人種、民族、国籍、文化等による差別、嫌がらせを行う。 ・門地、宗教、信条、職業、年齢、身体的特徴等による差別、嫌がらせを行う。

学校における適切ではない指導



学校生活において、教職員が行った適切ではない指導は、ここまでに示したものだけではありません。刑法等に抵触する行為は、そもそも指導とは言えません。

本冊子では、体罰・不適切な言動を事例として、適切ではない指導をあげています。次章は、静岡県過去の事例ですので、他人事とせずに考えましょう。

適切な指導	不適切な指導 (体罰、不適切な言動ほか)	刑法等に抵触
○懲戒 (学校教育法に則る、教育上必要な指導)	<ul style="list-style-type: none"> ×体罰 ×不適切な言動 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン事例等 ・セクハラ発言等を含む ×その他(「生徒指導提要」の事例から抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・思い込みで指導 ・独断で指導 ・必要以上の負担感や罪悪観を与える指導 ・指導後に適切なフォローをしない 	<ul style="list-style-type: none"> ×暴行、傷害 ×性暴力等

第3章

静岡県過去の事例等

第3章 静岡県の過去事例等

1 体罰

本章では、具体的な行為等をあげます。

●直接、身体に対する侵害を内容とする体罰事例（県内事例）

- 部活動の練習中に、児童生徒の前髪をつかみながら怒鳴った上に、練習後に緩く履いていたシューズを蹴り上げて飛ばした。
- 練習試合で集合したときに、「何だその顔は」と言って、(スキンシップとして)側頭部を叩いた。
- 部活動の練習中において、押さえつけられる状態になった児童生徒に身体を蹴られたことで感情的になり、カッとになって、当該児童生徒に蹴りを入れた。

文科省の示す体罰の例 1

〈*身体に対する侵害を内容とするもの〉

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手でたたく。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

子どもたちの声、聞こえていますか？

学校で、クラスの誰かがミスをする度に先生に怒鳴られた。時には走り寄ってきて、殴られるかと思うほど厳しい表情で怒鳴られた。そのおかげで強くなれたとは思えないし、なぜあそこまでされないといけないか、今もわからない。



●肉体的苦痛を与えるようなものを内容とする体罰事例（県内事例）

- 2メートル程度の距離で、ボールを「パス」として出して、顔に当て、児童生徒は鼻血を出した。
- 児童生徒が友だちを蹴ったため、その態度を改めさせたいと考え、児童生徒が座る椅子の背もたれ部分を、後方から蹴り、児童生徒を椅子ごと前に押した。

文科省の示す体罰の例 2

- 〈*肉体的苦痛を与えるようなもの〉
- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で、正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させる。

体罰による影響



肉体的、精神的な苦痛を与える体罰は、心身の健全な成長が阻害されるおそれが指摘されており、将来に渡る心の傷となることがあります。

対象	行動例
体罰を受けた児童生徒への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感が低下し、意欲を失う。 ・恐れなどのストレスにより、萎縮して積極的に物事に取り組めない。 ・教職員に恐怖感や嫌悪感を抱き、遅刻や欠席が増え登校できなくなる。
周囲の児童生徒への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・学級等の全体が萎縮し、自由で独創的な発想が妨げられる。 ・他者との問題を暴力で解決しようとするなど価値観に変化を及ぼす。 ・児童生徒間の暴力等やいじめの連鎖を作り出す。
教職員との人間関係への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰等を行った教職員への信頼感を失い、心を開かなくなる。 ・教職員全体への不信感を抱き、接し方、感じ方に変化をもたらす。 ・安全安心な学校でなくなり、教育活動が活性化しない。

2 不適切な言動

体罰だけでなく、児童生徒が、教職員の指導によって不利益を被り、自発的・主体的な成長や発達を阻害することにつながる行為は、静岡県においてここ数年目立ってきています。このような指導は、不適切な指導であり、懲戒処分の標準例に照らし合わせれば、不適切な言動に当たります。不適切な言動には、体罰に該当しない不適切な行為や、人格や尊厳を傷つけるような不適切な発言などがあります。

次に示す県内事例は、ガイドラインでは、「生活時間や児童生徒の適性から、常識的に考えて、その児童生徒には不可能な課題の達成を強要する。」「他人の面前において、大声での威圧的な叱責を繰り返し行う。」等に当たります。

●不適切な言動の事例（県内事例）

- 児童生徒の特性や個々の児童生徒の背景を無視して、期待していたために何度も叱責し、その能力に見合わない作業や指示を繰り返した。
- 部活動の練習中に、火事場の馬鹿力を出させるために、児童生徒に羽交い締めさせ首を絞めるよう指示をだし、「本気で逃げろ、死ぬぞ」などと発言する。
- 月2回から3回程度の頻度で、担任するクラスの児童生徒に対し「ばかなやつらばかりだ。人間として恥ずかしい。」「お前らは最低の学校の最低のクラスだ。」等の発言を繰り返した。
- 部活動指導中「ばか野郎」、「使えないな」、「頭が悪い」など、毎日のように繰り返し、児童生徒が精神的に苦痛を感じた。
- 児童生徒に対して、明らかに屈辱的なニックネームで呼ぶ。例えば、「きちがいのようなプレーをするな。」「（「きちがい」と呼ぶ）など行為をニックネームで呼んだ。
- 「殴る必要があるが今は殴れない時代だ。殴れなくて申し訳ない。」などと言い、部活動の顧問と、部員の立場の違いがある中で、殴られてもおかしくないという脅しをするのと等しい言葉を発した。
- 担任するクラスの児童生徒に対し「子供も親もばかなやつらばかりだ。同じ地域に住む人間として恥ずかしい。」「長い間この仕事をやってきて、おまえらが一番最低だ。」等の不適切な発言を繰り返した。

他県等の事例に学ぶ

〈不適切な行為〉

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 忘れ物を減らすために、児童生徒一人一人の忘れ物の数をグラフにして、教室内に掲示する。
- ・ 授業中に漫画を読んでいた生徒が所属している部活動を、連帯責任として1週間の活動停止とする。
- ・ 給食を完食できるまで、時間を過ぎても、無理に食べさせる。
- ・ 必要以上に大声を上げて、怒鳴るなどの過度な叱責を繰り返す。

〈人格や尊厳を傷つけるような不適切な言葉等〉

- ・ 児童生徒の能力を否定する言葉、「お前みたいな奴はだめだ」「やっぱり、お前にはできないね」「こんな簡単な問題もできないのか。お兄さん、お姉さんも勉強苦手だったからな」などを発する。
- ・ 児童生徒の身体や容姿をけなす言葉、「チビ」「デブ」「ブス」「きもい」などを発する。



指導観の転換が必要です



平成22年の生徒指導提要では、毅然とした指導を、非行等があった場合に「行動が改善されるまで粘り強く指導することが第一義的なことである。」とされていましたが、令和4年12月、改訂された生徒指導提要では、「いじめの重大事態や暴力行為の増加、自殺の増加などの喫緊の課題に対して、起きてからどうするかという以上に、どうすれば起きないようにするのかに注力することが大切であり、(略)教職員が日常的に児童生徒に働きかける発達支持的生徒指導(常態的)、同時に積極的に課題未然防止教育(先行的)に取り組むことが大切である。」とされています。

あなたの考える「毅然とした指導」はどのような指導ですか？

生徒指導提要で示された「毅然とした指導」の例

- ・ いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度
- ・ 学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため適切な措置を講じること

3 刑法と体罰や「言葉の暴力」との関係

教員が児童生徒に対し、体罰や、体罰でなくても通常許されない合理的な限度を超えて懲戒を加えたりした場合には、その懲戒は指導の範疇を越え、暴行、傷害に該当するなど、刑法上の責任を負う場合があります。司法の場では、次の表の言葉が「言葉の暴力」として刑法に抵触すると判断されています。教職員が、児童生徒に対して、指導する際に発する言葉についても留意が必要です。

表

罪状	概要	言葉の例	根拠法
脅迫罪	相手やその親族の生命・身体・自由・名誉・財産に対して害悪を加える旨を告知し、その内容が一般に人を畏怖させるに足る告知であった場合に成立する。	「殺すぞ」 「殴るぞ」 「火をつけてやる」	刑法 222 条
恐喝罪	暴行や脅迫によって相手を恐れさせ、財産を交付させる犯罪	「金を出さないと火をつけるぞ」	刑法 249 条
強要罪	暴行・脅迫によって、相手に義務のないことを行わせたり、相手の権利の行使を妨げた場合に成立する犯罪	「土下座しないと家に帰さないぞ」	刑法 223 条
威力業務妨害罪	相手を怯えさせるような暴言があれば「威力」に該当し、その暴言が会社やお店の「業務」を妨害する程度のもの		刑法 234 条
公務執行妨害罪	職務中の公務員に対して暴行・脅迫を行う犯罪	役所の窓口で「殺してやる」	刑法 95 条 1 項
名誉毀損罪	不特定または多数の人に伝わる可能性がある状態で事実を示して、相手の社会的評価を下げる行為により成立する犯罪	職場で大勢の前で「部長は不倫男だ」	刑法 230 条
侮辱罪	不特定または多数の人に伝わる可能性がある状態で、誹謗中傷などにより相手を侮辱した場合に成立する犯罪	「給料泥棒」	刑法 231 条
暴行罪	「人の身体に対して有形力を行使すること」と定義されているが、相手に直接触れて攻撃していなくても、音、光、熱、冷気などのエネルギー作用を及ぼせば「暴行」と認定される		刑法 208 条

教職員の発言でも同様の発言がありました。

「貧乏!」「SNS に載せるぞ!」等、意図せずに発した言葉が、言葉の暴力になる可能性もあります。児童生徒に対する人権感覚が求められます。



4 体罰に当たらない指導

教職員が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使や、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使については、体罰には当たりません。

文科省の示す適切な指導の例

〈* 正当防衛の事例〉

- ・注意されたことに興奮した児童が蹴ってきたため、瞬間的に足を出して防御したところ、結果的に児童が足を痛めた。
- ・授業に取り組む態度が悪かったため注意したところ、頭突きをするように頭を近づけてきたので、身体を押し退けた。
- ・教室で喧嘩をしている生徒を落ち着かせるため、二人を引き離したが、興奮した一人の生徒が向かってきたため壁に押さえつけた。

〈* 正当な行為と言える指導の事例〉

- ・何度注意しても席を離れ、立ち歩き、授業を妨害するので、身体を押しえて席に着かせた。
- ・授業中の教室に他のクラスの生徒が侵入してきたので、自分のクラスに戻るよう指示したが、従わなかったため、肩をつかんで廊下まで押し出した。
- ・体育館に居座ったまま、教室に戻らない児童を連れて帰るために、腕や服を引っ張った。



体罰に関する判断について



●平成25年3月13日文科科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

2 (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

5 体罰・不適切な言動事例が数多く起こった部活動指導の改善

「静岡県部活動ガイドライン」では、次のことが示されています。

児童生徒は、部活動の大会や試合に成果を上げることで、自分（チーム）の成長を感じとり、活動に対する意欲や自信を高めます。成果を上げることは児童生徒の成長に欠かすことのできない目標ではありますが、「成果＝勝つこと」が目的化すると、目標の達成を目指す過程で育成される人間性や社会性の教育が軽視されてしまいます。

さらに、「成果＝勝つこと」のみが優先されると、体罰等を「厳しい指導」として容認する雰囲気が生まれるなど、学校教育の一環としての部活動の意義が失われてしまいます。

部活動での問題点

部活動においては、生徒の技術力、身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、一定の肉体的あるいは精神的負荷を伴う指導が行われるため、指導者は以下の状況に陥ることがあります。

「陥るおそれのある問題のある状況」

- 指導と体罰・不適切な言動の区別がつかなくなる。
- 厳しいほど上達する等の独善的な考えから、過度な負荷を掛け、生徒の心身の状態を考えなくなる。
- 連帯責任をとらせれば、チームワークや技能が高まると考え、それが精神的ストレスやいじめの発生につながることに気付かない。

求められる指導の在り方

- 顧問の教員だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれ特色を生かした適切で効果的な指導を行う。
- 各部活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定し、生徒や保護者等の関係者と共有する。
- 部活動は強制的に行うものではなく、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるという生徒が主体的に自立して取り組む力を育成する。
- 常に学び続けることで、指導者自身が生徒とともに成長することを目的として自覚する。
- 生徒が意欲を持って取り組めるよう、雰囲気づくりや心理面での指導を工夫する。よいところを見つけて伸ばす指導や、注意を促す指導を適切に行う。
- 活動目標によって負荷の高い練習をする場合、生徒の健康・体力等の状況を事前に把握し実施可能な程度を設定するとともに、活動中は疲労や精神状況を把握しながら指導する。

文科省の示す指導として認められる例

〈通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるもの〉

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。

〈学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるもの〉

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

〈有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるもの〉

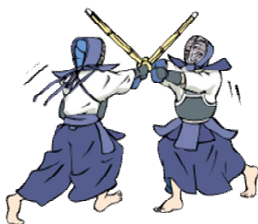
- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。
- ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。



【グッドコーチに向けた「7つの提言」】※日本スポーツ協会

スポーツに関わる全ての人々が、「7つの提言」を参考にし、新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実現することを期待します。

1. 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。
2. 自らの「人間力」を高めましょう。
3. 常に学び続けましょう。
4. プレーヤーのことを最優先に考えましょう。
5. 自立したプレーヤーを育てましょう。
6. 社会に開かれたコーチングに努めましょう。
7. コーチの社会的信頼を高めましょう。



文科省の示す不適切な指導にあたる例

〈体罰に該当〉

- ・殴る、蹴る等。
- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

〈不適切な言動に該当〉

- ・パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ・セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ・特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

静岡県での体罰・不適切な言動の処分事例では、「児童生徒が頑張りたと言った」「何とか勝たせてやりかただった」と振り返っています。自分の指導を、児童生徒に責任転嫁していませんか？



COFFEE BREAK

あなたの「集団を和ませる」、「児童生徒を勇気づける言葉」を校内で協議してみましょう。

(例)

- 花よりも花を育てる土であれ
山下智茂（松井秀喜の恩師・星稜高校野球部監督）
- 人と絶対に比較せずに、その子の本分を見つけて思い切り伸ばしてあげる
辻井いつ子（ピアニスト辻井伸行の母）
- 教育とは炎を燃え上がらせることであって、入れ物を満たすことではない
ソクラテス
- あなたが始めるべきだ。他の人が協力的であるかどうかなど考えることなく
アドラー

第4章

研修資料(裁判事例等)

第4章 研修資料（裁判事例等）

1 体罰に関する事例検討

●事例1 この事例で示された行為は、どの点に問題点があるでしょうか

事例【千葉地裁 平成4年2月21日】

- ・A中学校では、午後0:50頃に全員がそろって着席したときに、合図とともに給食を開始することになっていた。生徒Bは廊下で立ち話をしていて、みんなを待たせたまま食事に遅れ、友人に促され教室に入ろうとしたが、教員Cが既に着席していたのでドアから入らず、廊下側の下の小さい窓から入った。
- ・教員Cは、生徒Bが、みんなを待たせながら詫言もせず、こそこそと教室に入ってきたことに立腹し、自分が腰かけている椅子の前に生徒Bを正座させ、叱責した上で、運動靴をはいている右足で生徒Bの顎のあたりを1回蹴った。
- ・生徒Bはのけぞり口のあたりを押さえてすぐに正座の姿勢に戻ったが、教員Cはこの態度を反省の色が見られないと判断し、もう1度左足で蹴ったが、これは生徒Bの左頬をかすただけであった。これによって、生徒Bは、上前歯牙脱臼等の傷害を負った。そこで、A中学校の設置管理を行っているD市を被告として損害賠償を請求した。千葉地裁は賠償を命じた。

◆事例1に関する判例の抜粋

判例の抜粋

- ・「本件行為は、教室内の他の生徒たちが給食をとっている中で、ひとり原告を正座させて顔面を蹴ったものであり、屈辱感を与えるものであったことはいうまでもない。」
- ・「教員Cは打ち所が悪ければ手加減していても傷害を負わせる結果になることを経験上知っていたうえ、本件行為直後、原告の口の辺りから血が滲んでいるのに気付き、原告が負傷しているとわかったのに、障害の程度を確認せず、これを放置し、診療等の配慮もしなかった。」

有識者から解説

教員は、教育活動中は子どもたちの安全に配慮する「安全配慮義務」が課せられています。これを果たすためには、自らの行動によってどのような結果になるかを予測する「予見可能性」と、よからぬ結果を回避できるようにする「結果回避可能性」に留意することが必要です。自らの行為によって子どもたちにどのような影響があるかを「安全配慮義務」の観点から日常的にふり返ることが大切です。



●事例2 この事例で示された行為は、どの点に問題点があるでしょうか

事例【熊本県天草市立小学校損害賠償請求事件】

- ・公立小学校2年生であった児童Aが、同校の3年生の担任教員Bから体罰を受けたと主張し、天草市に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求した。
- ・教員Bは、だだをこねる別の3年生の児童をしゃがんでなだめていたところ、児童Aが教員Bの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。離れるように言っても肩をもむのをやめなかったため、上半身をひねり右手で児童Aを振りほどいた。
- ・そこに、女子児童数人が通りかかったところ、児童Aは同級生とともに女子児童らを蹴り始めた。教員Bはこれを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。
- ・その後、教員Bが職員室へ向かおうとしたところ、児童Aは教員Bの臀部付近を2回蹴って逃げ出した。
- ・教員Bは立腹して児童Aを追い掛けて捕まえ、洋服の胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ」と叱った。

教職員のみなさん、この事例は「体罰」が争われた事例ですが、教員には何ができたでしょうか。

- ・児童が身勝手な行動をしていた。
- ・児童が教員を蹴った。
- ・正しい指導のために、児童を叱った。

「大声を出さなければいい」、「有形力の行使をしなればいい」ではなく（単純化せずに）、教員は日常的にこのような場面の中で、指導しているかもしれません。このようなギリギリの場面は、勤務する学校において事例があったでしょうか。情報交換してみましょう。



こんな場面があった！



◆事例2に関する判例の抜粋

(事例に対する) 判例の抜粋【最高裁まで争われている】

【熊本地裁】

- ・女子児童への行動を注意する際は、口頭で注意したのに止まっているが、教員のでん部を蹴った行為に対しての行動は明らかに程度が異なる。
- ・教育的指導としての注意のみから出たものとはいえ、個人的な腹立たしい感情を児童にぶつけたものと認められる。
- ・身長差、力の強さの差や行為の態様からしても、教育的指導の範囲から逸脱しており、体罰と言わざるを得ない。

【福岡高裁】

- ・胸元を掴むという行為は、喧嘩闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為である。
- ・身長差、それまで面識がなかったこと等を総合すれば、教員の行為によって被った恐怖心は相当なものであったと推認される。
- ・児童を捕まえるためであれば、手をつかむなどの穏当な方法によることも可能であり、あえて胸元をつかむ必要はない。

【最高裁】

- ・児童の身体に対する有形力の行使である。
- ・他人を蹴るという児童の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように児童を指導するために行われたものであり、肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことは明らかである。
- ・教員は、自分自身も児童による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、やや穏当を欠くところがなかったとはいえない。
- ・しかし、その目的、態様、継続時間等から判断して、教育的指導の範囲を逸脱するものではない。

有識者から解説

判例における体罰の基準として、①「有形力の行使」があれば体罰と認定されるとは限らない、②個々の事案について「目的」、「態様」、「継続時間」等により判断することが示されています。教員は常に子どもたちへの人権尊重を前提としながら自らの行為の「目的」を意識し、説明できるようにしておくことが大切です。



2 不適切な言動に関する事例検討

●事例3 この事例で示された行為は、どの点に問題点があるでしょうか

事例【岐阜地裁 平成5年9月6日】

- ・教員Aの指導は厳しく、練習中生徒が少しでも気を抜くと大きな声で怒鳴るばかりか平手で生徒の頬をたたいたり、やり投げの練習用の竹の棒で腰、頭等を叩くことがしばしばあった。
- ・女子部員に対して思慮の足りない発言が多く、しばしば「ブス」「使い物にならない」「陸上部をやめよ」などと発言することがあった。教員Aは他の生徒に対しても、担当する体育の授業及び生活指導の面でも有形力を行使した、いきすぎた懲戒行為を頻繁に行っていた。
- ・生徒Bの先輩生徒Cが、激しい練習から自由になりたいとして家出した際に、生徒Bは、生徒Cは風邪である旨の虚偽の報告を教員Aにした。教員Aは、8月11日に、生徒Cの行動については、生徒Bの責任であるとして、2時間にわたり正座させたまま責め立てた。生徒Bは、同月13日に無断で練習を休んで生徒Cの説得を行ったが、結局生徒Cは退部した。

◆事例3に関する判例の抜粋

(事例に関する) 判例の抜粋

- ・「ブス」という表現は、「一般的には相手の容貌に対する侮辱的な表現でしかないこと」、「それが、陸上競技における選手の能力ないし技能とは何ら関係がないこと」、「17歳という多感な思春期の少女であること」を考えると、部活動における厳しさとは全く無縁のものであって、単なる生徒を侮辱する発言であり、陸上部顧問の発言としては、極めて不適切である。

有識者から解説

判例では、学校が内規である校則等を定めて生徒の行動を規制することの合理性を認めています。ただし、「社会通念上合理的」と認められない内容の校則等は「違法」となる可能性が残されています（平成8年2月22日最高裁）。教員の行為が「社会通念上合理的」かどうかを関係者で確認する機会を持つなど学校組織として対応することが大切です。教員が、独りよがり、厳しく正しいと思って指導をしていますが、社会通念で見たときにその行為がどう見えるかが重要です。



●事例4 この事例で示された行為は、どの点に問題点があるでしょうか

事例【神戸地裁 平成19年2月13日】

- ・児童Aは、重度の精神発達遅滞による第1種知的障害者の認定を受けており、被告B県が設置する養護学校に通っていた。児童Aは、洋服の着脱、トイレなどに介護が必要であり、同校の児童の中でも行動がゆっくりしており、着替えや身の回りのことで他の児童よりも時間がかかることが多かった。
- ・児童Aは小学部3年次頃から、青あざをつけて帰宅することがあり、母親に暴力を振るうようになったほか、午前2時頃に正座して泣きながら「テンテ、パンパンする。」と繰り返し言い、自らの耳のあたりを握りこぶしで叩いたり、腕を噛むなどして寝ないことが頻繁にみられるようになった。
- ・4年次進級後も、学校で青あざやこぶをつくったりして帰宅することが続き、その間も「テンテ、テンテ、ギュウギュウ」といいながら手の上の部分をギュッとひねる動作をするなどした。
- ・不審に思った母親が学校に問い合わせ、他の教員から聴取したところ、3年次担任の教員Cが、児童Aの頭をバチバチ叩き、児童Aは、ここで泣いたら怒られると思い「ハハハ」と笑ってみせると、教員C等が「受けた。受けた」と手を叩いて喜んでいた。
- ・また、教員Cは、牛乳パックのストローを使いにくそうにしている児童Aに対して、ハサミを使えないのを知りながらハサミを使わせ「死ぬまでそないしとっても開かへんわなー。」と言ってみんなで笑ったりしていた。
- ・児童A等は、B県を被告として損害賠償を請求し、裁判所は被告に賠償を命じた。

◆事例4に関する判例の抜粋

(事例に関する) 判例の抜粋

- ・「教員Cは、被告が…児童Aに対して負担する安全配慮義務の履行補助者と解すべきところ、同教諭が…児童Aを叩いたことは…同教諭に何らかの教育目的をもって叩いたとしても学校教育法11条ただし書が禁止する体罰というべきである。」
- ・牛乳パックに関する「教員Cの言動は…児童Aの人格を傷つけることは明らかで、とうてい冗談ではすまされるものではない…被告には、安全配慮義務違反があったことは明らかである。」

有識者から解説

判例では、教員による指導の適切性を判断する際に、「安全配慮義務」が用いられます。その際に、子どもたちの発達段階や特性を教員がどの程度理解して指導をしていたかが重要な争点になります。子どもたちの発達段階や特性に応じて指導の方法や言動の在り方を変えることも求められています。



●事例5 この事例で示された行為は、どの点に問題点があるでしょうか

事例【東京地方裁判所八王子支部 平成20年5月29日】

- ・児童Aは小学校3年生で自閉症児であり、特別支援学級に在籍していた。教員Bは特別支援学級の担任になってから5年目だった。
- ・体育の授業開始前に児童Aが最初に倉庫1、次に倉庫2の扉を開けて中に入り、直ぐに出てきたのを見たので「倉庫に入ってはいけない」といつも話しているような口調で注意したが、児童Aはさらに倉庫3に入りドアを閉めたため、教員Bはドアを空けて少し強い口調で「倉庫に入ったらいけないと言ったでしょう。そんなに入っていたかったら入っていなさい」と叱責し、倉庫3のドアを閉めた。
- ・その後、教員Bは倉庫3の中に入ったが、児童Aはおらず、腰高の窓が開いていた。教員Bは児童Aを探し回っていたところ、他の職員から児童Aが保健室にいることを知らされた。事情を調査すると、児童Aは倉庫3の腰高の窓から落下して、両膝部挫創等の傷害を負った。

◆事例5に関する判例の抜粋

(事例に関する) 判例の抜粋

・【予見可能性について】

「自閉症児は、予測できない事態に遭遇するとパニックに陥る特質を持つので、(扉を閉められたら)腰高窓から落下する危険は予測すべき事態」であり、「5年という少なからぬ経験を有する特別支援学級の担任教諭であれば、当然予見すべき」

・【結果回避の可能性について】

「言い方を工夫することで、児童Aを安全に倉庫3から出すことが可能であった」

「『自閉症児の障害特性に応じた指導の充実』という教育委員会が作成した書面の記載に『～しないで下さい』という言い方でなく『～して下さい』など言い方を工夫することが記載されており、適切な言い方をしていれば対処できたはず」

有識者から解説

判例では、子どもたちの発達段階や特性に応じて指導の方法や言動の在り方を変えることが求められています。その際、教員の経験とマニュアルが判決に少なからず影響を与えます。行政から発出される指導資料をふまえた個別の指導計画の策定や本人・保護者との意思疎通を図るとともに、教員間で情報共有を図りながら適切な指導の在り方について随時見直していくことが求められます。



3 部活動に関する事例検討

●事例6 この事例で示された行為は、どの点に問題点があるでしょうか

事例【東京地裁 平成28年2月24日】

事実認定された行為

- ①「キャプテン辞めろ！」等の威迫的発言をしながら、生徒Aを殴るなどした行為
- ②専攻実技授業において、男子及び女子の各バスケット部のキャプテンに対してリーダーについての考え方を発表させ、発表が意に沿わない内容であったことを理由に、生徒Aを他の生徒らの前でひどく責め立て、キャプテン失格である趣旨の人格非難を行った行為
- ③高校の「オープンスクール」の際、生徒Aのプレーが意に沿わないものであったことを理由に、中学生等の見学者らや他の部員ら等の前で「キャプテン辞めろ！」と怒鳴りつけるなどの威迫的発言をした行為
- ④他校との練習試合の際、生徒AがTシャツの袖で汗を拭いた際にボールを取られたことに立腹し、少なくとも1回、本件生徒の頬を平手で殴った行為
- ⑤他校との練習試合の際、ルーズボールへの飛びつき方が悪いとの理由で生徒Aを他の部員ら等の前で激しく叱責し、体育館2階部分の周回ランニングコースを走らせる懲罰を科した上で、その走り方が全力でないとして生徒Aを叱責した行為
- ⑥他校との練習試合の際、練習試合の合間に生徒Aを呼びつけて、その両頬を平手で数回殴打し、休憩時間中にもルーズボールへの飛びつきの練習をさせ、「やる気が感じられない」などと難癖をつけて顔面又は頭部を平手で数回殴る暴行を加えた上、練習試合の終了後、再びルーズボールへの飛びつきの練習をさせ、失敗する度に1回ずつ、合計で5回程度、その顔面及び頭部を平手で殴打する暴行を加え、また、バスケットボールを投げつけて2回くらい顔面に当て、「なんぼやっても一緒や。キャプテンも辞めろ」等の威迫的発言をし、その後、体育教官室に来た本件生徒に対して「聞かれても何も答えられなかったら、キャプテンなんかできんやないか。キャプテンなんか辞めてしまえ」等の威迫的発言をした行為
- ⑦他校との練習試合の開始前に生徒Aが教員Bに「はい」と大きな声で返事をしたのに対し、「何がはいや！分からんくせに分かったふりをするな！」と難癖を付けて怒鳴り、練習試合中も生徒Aに対してワンプレーごとに「キャプテン辞めろ！」などと怒鳴りつけ、練習試合の後も本件生徒を他の部員ら等の前で「キャプテン辞めろ」などと怒鳴りつけた行為
- ⑧体育教官室に生徒Aを呼び出し、生徒Aが「しんどい」ことを理由としてキャプテンを辞めたいと申し出たにも関わらずこれを認めず、約3ないし4時間にわたって生徒Aに対する威迫的言動を繰り返した行為

(つづく)

- ⑨他校との練習試合において、他の選手の反則で試合が止まった際、プレー中であった生徒Aをベンチ近くに呼び出して他の部員ら等の前で、「何でディフェンスを見ない」等と責め立てつつ、コートを斜めに横切るような形で本件生徒を追い詰めるようにしながら顔面を少なくとも十数回にわたって平手で殴打し、その後のタイムアウトで試合が止まった際も、「しっかりやれ」等の威迫等言辞を述べながら本件生徒の頬や側頭部を少なくとも2ないし3回にわたって殴打し、「叩かれてやるのは動物園やサーカスで調教されている動物と一緒にや。生徒Aは動物か」等の侮辱的言辞で責め立てた行為。なおこれらの暴行により生徒Aは全治約3週間を要する上唇の中央部及び下唇全体の粘膜下出血並びに下唇左側の粘膜挫創の傷害を負った。
- ⑩練習試合の後、部員らを集めた上で「生徒Aのせいで今日は負けたんや」「生徒Aをキャプテンから外す」等と責任を全て本件生徒に押しつける威迫的発言をした行為
- ⑪生徒Aを体育教室に連れて行った上、約1時間にわたり責め立て、その際、「殴られるのしんどいなら、キャプテン辞めて控えチームに行きな。試合も出さへん、それでいいんやな」「これからも怒ったり、叩いたりするけどキャプテン続けられるか」、「殴られてもいいんやな」等と理不尽な選択を強制した行為

◆事例6に関する判例の抜粋

(事例に関する) 判例の抜粋

- ・有形力の行使による暴行については、生徒の非違行為を前提とする懲戒として行われたものではなく、教員の生徒に対する指導の過程において教員の指導への生徒の対応が、教員の意に沿わないことに対する制裁等として行われたもの（広義の体罰）と認められ、(中略) 教育上の指導として法的に許容される範囲を著しく逸脱した暴力的虐待行為(文部科学省の示達に係る生徒の自殺の危険性を増大させる身体的虐待)とみるべきものであって、その違法性は強いものというべきである。
- ・罵倒して本件生徒の人格の尊厳を傷つける侮辱的な暴言とみるべきものなど、そもそも教育上の必要性や相当性を認め難いものが多数含まれており、全体として、本件生徒に強い心理的打撃や屈辱感等を与えるのみならず、本件バスケット部の他の部員等との関係でもいたずらに負い目を負わせて心理的葛藤等を惹起し、本件生徒の自尊心を著しく傷つけるものであって、著しい精神的苦痛をもたらす内容や態様のものであったというべきである。

有識者から解説

判例では、部活動は「本来的には生徒の自主的活動」(大阪高裁(平成27年1月22日))と捉えられており、顧問はその活動をサポートすることが本来の役割と言えます。部活動の主役は顧問ではなく子どもであることを関係者(保護者、外部コーチ含む)で共通理解することが大切です。本来、生徒中心に行うべき部活動を、勝利至上主義の教員のわがままでやっていないか、振り返りましょう。



4 体罰・不適切な言動についてのセルフチェックシート

ここでは、裁判事例をもとに体罰・不適切な言動について考えてきました。日常の指導について、自己点検を行うことは、教職員の力量を高め、児童生徒への適切な指導につながります。次のチェックシートで繰り返しチェックし、その結果を話し合うことで教育活動を振り返り、学校全体の意識を高めましょう。

〈自己評価基準〉

4：できている 3：どちらかと言えばできている 2：どちらかと言えばできていない 1：できていない

管理職用チェックシート



No.	チェック項目	自己評価
1	体罰・不適切な言動は決して許されないことを教職員に指導し、管理職として未然防止に向けた意識を高く持って取り組んでいる。	4 3 2 1
2	「体罰や不適切な言動と毅然とした態度での指導の違い」「指導困難な事例についての対応策」など、ねらいを明確にした研修を行っている。	4 3 2 1
3	生徒指導を一部の特定の教職員のみ任せきりにせず、組織として対応するよう、教職員に指導している。	4 3 2 1
4	児童生徒に関する情報交換を定期的開催して教職員間の共通理解を促し、組織として生徒指導を行う体制を整えている。	4 3 2 1
5	校内巡視を十分に行い、授業・休み時間・放課後・個別の生徒指導場面等における教職員の児童生徒への指導状況を把握している。	4 3 2 1
6	部活動が、学校教育の一環として適切に実施されるよう教職員に指導し、部活動の実施状況を把握している。	4 3 2 1
7	体罰・不適切な言動を「これくらいは大丈夫」など許容する雰囲気が校内に無く、教職員は児童生徒の心に届く指導を行っている。	4 3 2 1
8	児童生徒・保護者が教職員に相談しやすい校内体制を整えること、相談に当たっては相談者の人権・プライバシーを尊重するよう教職員に指導している。	4 3 2 1
9	体罰・不適切な言動があった場合の学校の相談窓口や教育委員会の相談窓口を、児童生徒・保護者に周知している。	4 3 2 1
10	体罰・不適切な言動を行った教職員や、見聞きしたりした教職員は、速やかに管理職に報告するよう周知徹底している。	4 3 2 1
11	体罰・不適切な言動が発生した時は、教育委員会事務局への報告対応フローに則って対応を進めることを教職員に理解させている。	4 3 2 1

個人用チェックシート



No.	チェック項目	自己評価
1	体罰・不適切な言動は、児童生徒の人格を否定し、心に大きな傷を負わせるものであることを理解し、体罰・不適切な言動によらない、児童生徒の心に届く指導を実践している。	4 3 2 1
2	「児童生徒のためを思ってやることだ」「時には厳しさも必要だ」等の思いがあっても、体罰・不適切な言動は許されないことを理解している。	4 3 2 1
3	「児童生徒や保護者との信頼関係があれば、体罰は許される」といった考えは誤っていると認識している。	4 3 2 1
4	授業は、児童生徒の自己肯定感を高め成長を促す大切な場面であるという認識に立ち、分かりやすい授業、児童生徒を賞賛する場面のある授業を行うよう努めている。	4 3 2 1
5	特別活動や部活動において、過度の負荷を強いたり、威圧・威嚇的発言や行為を行ったりすることなく、児童生徒の発達段階に応じた指導を根気強く行っている。	4 3 2 1
6	教育相談や電話連絡等を通して、日頃から保護者との協力体制を築くように努めている。	4 3 2 1
7	児童生徒の問題行動の指導に当たっては、児童生徒の行動の背景、個の特性、家庭環境等の様々な要因を考慮している。	4 3 2 1
8	特に配慮を要する児童生徒については、必要に応じて専門機関と連携し、意見を聞きながら多面的に児童生徒を捉えようとしている。	4 3 2 1
9	児童生徒が暴れたり暴言を吐いたりするなどの指導困難な場面においても、その児童生徒の行動の背景を考え、子どもの心に届く指導を模索している。	4 3 2 1
10	指導したことが伝わらないなどの理由で、児童生徒に対し怒りの感情が湧いても、その感情を自身でコントロールし、冷静に指導に当たっている。	4 3 2 1
11	生徒指導を一部の特定の教職員のみ任せきりにせず、生徒指導主事(主任)・学年の教職員・養護教諭・スクールカウンセラーなどと連携し、組織として対応することを心掛けている。	4 3 2 1
12	体罰・不適切な言動を行っている同僚を目撃したら、それを制止することができる。	4 3 2 1
13	体罰・不適切な言動を行ってしまったたり、同僚の行為を見聞きしたりした場合は、速やかに管理職に報告しなければならないことを理解している。	4 3 2 1

校内体制チェックシート



No.	チェック項目	自己評価
1	学校全体が共感的な態度で児童生徒への指導に取り組んでおり、暴力的・威圧的な指導は行われていない。	4 3 2 1
2	体罰・不適切な言動を容認する体質が無く、教職員が互いの指導について意見を言うことができる。	4 3 2 1
3	コンプライアンス委員会が機能しており、研修等を行い、体罰防止・不適切な言動の防止に努めている。	4 3 2 1
4	生徒指導が一部の特定の教職員のみならず、複数の教職員で対応するなど、組織としての生徒指導体制ができている。	4 3 2 1
5	児童生徒に関する情報交換が定期的に行われて教職員間に共通理解が図られており、組織としての生徒指導を行える体制が整っている。	4 3 2 1
6	児童生徒及び保護者が気軽に教育相談を受けられるような校内体制を整え、周知している。また、相談者の人権・プライバシー保護についても十分に配慮している。	4 3 2 1
7	日頃から家庭、地域、関係機関との連携を積極的に図り、風通しのよい関係づくりを行っている。	4 3 2 1
8	体罰・不適切な言動が発生した場合には、速やかに管理職に報告し、内容や対応方針を確認して対応している。	4 3 2 1

アンガーマネジメント研修の成果を実感。継続して取り組みましょう。

「アンガーマネジメントのための職場づくり」アンケートより

- 対話する機会の確保が一番大切だと思いました。日頃から先生方が発信できる職場でありたい。自らも発信役になって環境を作っていく。
- 自分を客観的に捉えることが大切であると思う。アンガーマネジメントによって効果が見いだせた場面を共有していきたい。
- 年長者が経験を盾に、若い先生にきつく当たるところを何度も見ている。失敗をフォローしたり、今の若い世代や子どもに置き換えた感覚になってほしい。
- 事例に対して、話が尽きなかった。改めてアンガーマネジメントのことを考える時間をつくってほしい。
- 一人一人が心に余裕を持たないといけない。そのような時間と関係作りに割ける場面を積極的に作りたい(作ってほしい)。
- 色々な立場で仕事をしている。少なくとも今回のような知識をみんなで共有しておくことが大切で、それが互いの安心感にもつながると感じた。
- あれは駄目、これは駄目ではなく、互いに信頼し、尊重することが怒りを抑える。

參考資料

1 静岡県懲戒処分について

●懲戒処分等の件数

体罰

(単位：人)

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
静岡県 教委	懲 戒	2	0	1	0	1	1	1	0	0	1
	訓告等	116	55	23	16	16	6	5	4	6	4
	対教職員 数割合	0.63%	0.29%	0.13%	0.08%	0.09%	0.04%	0.03%	0.02%	0.03%	0.03%
全 国	懲戒	410	234	174	161	121	141	142	104	90	91
	訓告等	3,543	718	547	492	464	437	408	289	253	306
	対教職員 数割合	0.43%	0.10%	0.08%	0.07%	0.06%	0.06%	0.06%	0.04%	0.04%	0.04%

非違行為全体

(単位：人)

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
静岡県 教委	懲 戒	15	17	13	20	9	20	21	21	11	13
	訓告等	290	210	231	223	194	80	66	52	32	49
	対教職員 数割合	1.63%	1.21%	1.29%	1.28%	1.07%	0.53%	0.46%	0.37%	0.22%	0.32%
全 国	懲戒	1,162	952	943	922	777	898	829	711	702	745
	訓告等	8,332	8,725	5,377	7,115	4,332	5,147	3,846	3,390	3,972	3,827
	対教職員 数割合	1.03%	1.05%	0.69%	0.87%	0.55%	0.66%	0.51%	0.44%	0.50%	0.49%

※文部科学省の公立学校教職員に係る人事行政状況調査より

※調査対象は、校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舍指導員。

※懲戒は、免職、停職、減給及び戒告の処分

※訓告等は、文書訓告、口頭訓告、嚴重注意、文書注意、説諭、諭旨などの服務上の何らかの措置をいい、名称の如何を問わず、教育委員会の判断に基づき行った校長の指導等を含む。

●懲戒処分の影響

対象	影響
保護者・地域社会	長年築き上げてきた学校への信頼は、一度の体罰や不適切な言動によって一瞬のうちに崩れます。学校への不信感から、地域やPTAなどの協力も得にくくなることもあります。これでは、十分な学校教育の成果を上げることはできません。体罰や不適切な言動により、学校の様々な取組への信頼が大きく崩れ、学校の教育活動に支障をきたすおそれがあります。
教職員全体	一人の教職員が起こした体罰や不適切な言動であっても、学校の教職員全体が同様の意識であると同視されるような評価や批判は、その他の教職員の意欲低下や職場内の人間不信を生みます。教職員集団の信頼関係が崩れ、教育効果の低下が心配されます。
非違行為を行った教職員	<p><u>ア 行政上の責任</u> 職務義務違反（地方公務員法第 29 条）として懲戒処分があります。 ※懲戒処分は、昇給等にも影響が生じます。また、履歴事項になります。</p> <p><u>イ 刑事上の責任</u> 体罰・不適切な指導を行ったことにより、傷害罪、暴行罪、侮辱罪等の刑事上の責任を問われる場合があります。なお、禁錮以上の刑（禁錮、懲役等）に処せられた場合、たとえ執行猶予が付いたとしても、地方公務員法第 28 条第 4 項の規定に基づき職を失い、教育職員免許法第 10 条第 1 項の規定に基づき免許状は効力を失います。</p> <p><u>ウ 職員の職務上の行為で、民事上の責任を問われる場合</u> 国家賠償法による賠償責任があり、地方公共団体が傷害に対する治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがあります。また、職員に故意又は重大な過失があったときは、地方公共団体が、その職員に対し求償することもあります。</p>

2 体罰・不適切な言動などがあった場合の相談先

相談先		電話番号等
教職員不祥事根絶窓口	内部窓口 (教育総務課)	電話・FAX 054-221-2842 フリーダイヤル 0120-793-242 E-mail kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
	外部窓口 (西村好順弁護士)	電話 03-5772-2433 FAX 03-5772-2443
みんなのヘルプ相談窓口 (教育総務課)		電話・FAX 054-221-2842 フリーダイヤル 0120-793-242
倫理 110 番 (教育総務課)		E-mail kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
各学校のハラスメント相談窓口		各学校相談員

児童生徒に対する体罰・不適切な言動の根絶に向けて
～ “ふじのくに” の未来を担う「有徳の人」づくりのために～

令和6年3月発行
編集・発行 静岡県教育委員会

問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
静岡県教育委員会教育総務課 勤務条件・監察班

TEL 054-221-3580

FAX 054-221-3561

メール kyoui_soumu@pref.shizuoka.lg.jp

※本冊子・本冊子に関するリーフレットは、静岡県教育委員会のホームページよりダウンロードできます。